証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「八千七百円」を「八千八百円」に改め、同条第三項中「に該当する扶養親族については四百三十三円を、第二号から第五号まで」を「及び第三号から第六号まで」に、「（被害者が第一号に該当する者を有していない場合にあつては、そのうち一人については三百六十七円）」を「を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十三円」に改め、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第五条の二第二項第一号中「十万四千九百五十円」を「十万五千百三十円」に改め、同項第二号中「五万七千三十円」を「五万七千百十円」に改め、同項第三号中「五万二千四百八十円」を「五万二千五百七十円」に改め、同項第四号中「二万八千五百二十円」を「二万八千五百六十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第四条第二項及び第三項（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第五条の二第二項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給原因たる事実が生じた給付並びに施行日前に支給原因たる事実が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金で施行日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。

3　施行日から平成三十年三月三十一日までの期間に支給原因たる事実が生じた給付並びに施行日前に支給原因たる事実が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で当該期間について支給すべきものについての改正後の第四条第三項の規定の適用については、同項中「第一号及び」とあるのは「第一号に該当する扶養親族については三百三十三円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき二百六十七円（被害者が第一号に該当する者を有していない場合にあつては、そのうち一人については三百三十三円）を、」と、「を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十三円」とあるのは「（被害者が第一号に該当する者及び第二号に該当する扶養親族を有していない場合にあつては、そのうち一人については三百円）」とする。

法務大臣　金田　勝年
内閣総理大臣　安倍　晋三

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十七号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条第一項、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の二第一項及び第四十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「同法第三十六条」を「これらの規定を同法第三十六条第八項」に、「及び第三十六条」を「及び第三十六条第八項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「四百三十三円」を「三百三十三円」に改め、「第二号」の下に「に該当する扶養親族については一人につき二百六十七円（非常勤消防団員等に第一号に該当する者がない場合には、そのうち一人については三百三十三円）を、第三号」を加え、「第五号」を「第六号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第二号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「三百六十七円」を「三百円」に改め、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第二条第四項中「満十五歳」を「十五歳」に、「満二十二歳」を「二十二歳」に改め、「以下」の下に「この項において」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第三項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第一項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同令第一条第二号に規定する傷病補償年金、同条第四号イに規定する障害補償年金及び同条第六号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（災害対策基本法施行令及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

3　次に掲げる政令の規定中「同法第三十六条」を「これらの規定を同法第三十六条第八項」に、「及び第三十六条」を「及び第三十六条第八項」に改める。

一　災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第三十六条第一項

二　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第四十三条第一項

総務大臣　山本　早苗
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十八号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。